ふじのくに多文化共生推進基本計画

2022年3月

静岡県

目 次

第 1	. 章 計画の趣旨
1	計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	計画の策定方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
5	計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 2	!章 外国人を取り巻く状況 ────────────────────────────────────
1	本県の外国人県民の現況 ······
2	多文化共生を取り巻く社会情勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
_	3章 計画の基本的な考え方
1	多文化共生推進の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	静岡県が目指す多文化共生社会(計画の目標)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4	・
	1 多文化共生意識の定着 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2 コミュニケーションの支援・・・・・・・・・・・・・・
	3 危機管理体制の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4 生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	5 外国人の子どもの教育環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	6 社会参画の促進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	7 働きやすい環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
評	² 価指標一覧····································
第5	;章 計画推進体制 ────────────────────────────────────
1	計画の進め方(推進体制)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	多文化共生推進に携わるそれぞれの役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料	∤編 ──────────────────────────
1	共□□□夕
1	静岡県多文化共生基礎調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2	静岡県多文化共生推進基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
3	静岡県多乂化共生番譲会会員名薄・・・・・・・・・・・・・・・・ 計画策定の経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4	司四界化ツ柱洞 ************************************

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

本県は、2008年12月に制定した「静岡県多文化共生推進基本条例」に基づき、多文化 共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、2011年3月(1期目)、2018年3月(2 期目)に「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定しました。

今後4年間の多文化共生社会の実現に向けた本県の取組を推進するため、社会経済情勢の変化やこれまでの取組の課題を踏まえて、新たな「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定しました。

2 計画の策定方法

本計画は、県内経済界、学識経験者、外国人県民、医療福祉、子ども支援、地域、学校教育、人づくりの分野を代表する委員による「静岡県多文化共生審議会」において、 審議していただきました。

また、県議会での議論をはじめ、外国人県民と日本人県民を対象としたアンケート調査や、パブリックコメントなど、幅広い方々の意見や要望を反映しながら策定しました。

3 計画の位置付け

本計画は、静岡県多文化共生推進基本条例に基づき、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な項目について定めるものです。

4 計画の期間

2022年度から2025年度までの4年間とします。

5 計画の進行管理

本計画に掲げる施策の進行状況については、毎年度、進捗状況を把握・評価し、静岡県多文化共生推進基本条例第11条に基づき静岡県多文化共生審議会に報告するとともに、県ホームページ等で公表します。

また、今後の社会経済情勢の変化や国の施策の動向等によっては、計画期間内にあっても、適宜、計画内容の見直しを行います。

第2章 外国人を取り巻く状況

1 本県の外国人県民の現況

静岡県における在留外国人数は、2020年 末現在、99,629人です。

都道府県別では第8位で、県総人口に占める割合は2.7%で、県民の約36人に1人が外国籍の住民という計算になります。

県総人口に占める割合は都道府県別で第4位(埼玉県、千葉県と同順位)で全国平均2.3%を上回っています。

(1) 在留外国人数

静岡県内の在留外国人数は、1990年6月の 「出入国管理及び難民認定法」*改正法施行以 降、毎年増加しましたが、2008年の経済危機以 降減少傾向が続き、2015年末からは再び増加

外国人人口上位8都府県の状況

都府県名		在留 外国人数	人口に 占める割合
1	東京都	560,180	4.0%
2	愛知県	273,784	3.6%
3	大阪府	253,814	2.9%
4	神奈川県	232,321	2.5%
5	埼玉県	198,235	2.7%
6	千葉県	169,833	2.7%
7	兵庫県	114,806	2.1%
8	静岡県	99,629	2.7%

- *在留外国人数「法務省在留外国人統計」は2020年12末現在
- * 人口に占める割合に使用した人口は「総務省人口推計」10月1日 現在

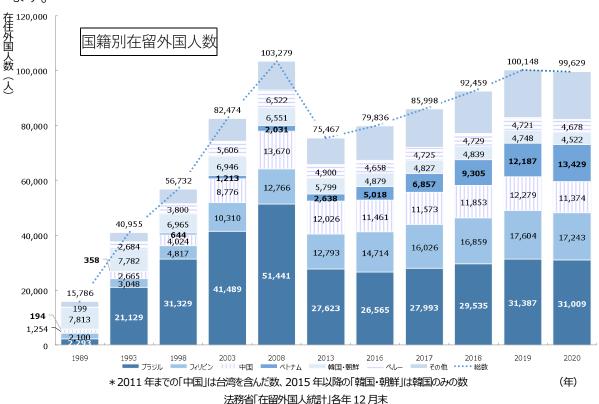
傾向に転じています。2019年末には、100,148人で過去最高となりましたが、2020年末には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により新たな入国が規制されたことから99,629人となっています。

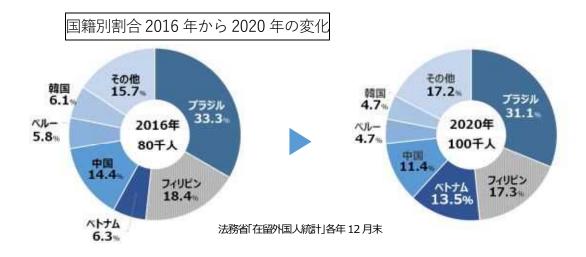


-2-

(2) 外国人県民の国籍

国籍別に見ると、ブラジル人が最も多いのは変わりませんが、2008年までは、県内在留外国人数の約半数を占めていたのに対し、現在は、3分の1程度に減少しています。一方、フィリピン人は年々増加しており、近年ではベトナム人の増加が顕著となっています。





(3) 外国人県民の在留資格

本県における在留外国人を在留資格別で見ると、2020年末では、「身分資格」が65,643 人と全体の65.7%を占めています。

2016年と比較すると「留学」が1.39倍、「技能実習」が1.62倍と増加しています。



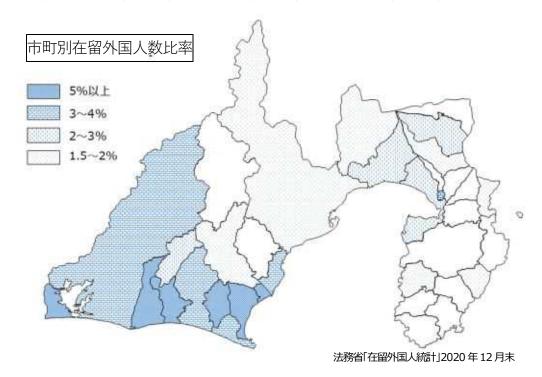


*身分資格 永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等・定住者 *その他 文化活動・研修・家族滞在・特定活動

(4) 市町別外国人住民数

県内外国人住民数を市町別に見ると、浜松市が26,352人と県内在留外国人数(99,629人)の4分の1以上(26.5%)を占め、次いで静岡市(11,144人)、磐田市(8,761人)の順となっています。

また、在住外国人比率が高い市町は、菊川市 (7.90%)、湖西市 (6.22%)、吉田町 (6.08%)、袋井市 (5.55%)、磐田市 (5.29%)、牧之原市 (5.22%) となっています。



市町別・国籍別在留外国人数比率

法務省「在留外国人統計」2020年12月末

市区町村	総数	ブラジル	フィリピン	ベトナム	中国	韓国	インドネシア	ネパール	その他	在住外国人比率(%)
静岡県	99,629	31,009	17,243	13,429	11,374	4,522	3,348	2,479	32,673	2.76
浜松市	26,352	9,945	4,020	3,506	2,582	1,142	1,011	335	8,241	3.34
静岡市	11,144	623	1,353	1,668	2,172	1,202	514	1,015	5,556	1.62
磐田市	8,761	5,130	1,246	640	507	112	310	28	1,569	5.29
富士市	6,032	1,369	1,004	1,077	728	383	79	143	2,267	2.47
袋井市	4,825	2,778	323	544	377	71	160	79	1,152	5.55
焼津市	4,771	855	1,875	683	461	96	143	57	1,383	3.50
掛川市	4,585	1,889	980	450	473	71	109	28	1,103	4.02
沼津市	4,513	216	1,167	702	699	351	100	154	1,852	2.40
菊川市	3,738	2,207	793	263	203	17	90	3	573	7.90
湖西市	3,591	1,946	211	365	146	34	243	19	788	6.22
御殿場市	2,469	469	558	287	384	150	48	41	869	2.85
富士宮市	2,411	415	240	627	370	83	100	65	1,180	1.89
牧之原市	2,252	1,303	333	248	167	16	31	1	462	5.22
藤枝市	1,805	265	343	216	344	92	57	38	709	1.28
吉田町	1,746	325	413	310	234	12	52	121	608	6.08
島田市	1,508	202	345	305	266	43	79	37	693	1.58
三島市	1,417	172	196	214	210	158	32	31	614	1.32
清水町	1,325	154	712	168	70	31	2	7	271	4.18
御前崎市	1,079	364	374	113	82	12	35	6	242	3.52
裾野市	778	127	118	141	123	32	7	8	303	1.54
伊東市	681	6	153	54	115	65	20	39	254	1.05
熱海市	672	20	75	117	109	86	6	105	318	1.90
伊豆の国市	645	34	108	172	93	45	23	23	333	1.39
長泉町	461	27	61	75	109	74	7	14	265	1.07
森町	384	88	21	149	62	9	10	0	230	2.21
函南町	376	12	59	120	46	29	32	0	227	1.02
伊豆市	296	14	50	34	61	24	15	21	134	1.04
小山町	243	41	22	72	20	27	12	0	131	1.33
下田市	226	7	42	21	21	23	4	8	69	1.10
東伊豆町	203	4	11	39	36	12	10	30	97	1.78
西伊豆町	118	1	13	16	45	6	0	10	67	1.67
川根本町	89	1	13	11	39	1	3	7	54	1.45
河津町	56	0	2	15	7	5	2	2	29	0.84
南伊豆町	49	0	4	5	5	7	1	4	18	0.63
松崎町	28	0	5	2	8	1	1	0	12	0.47

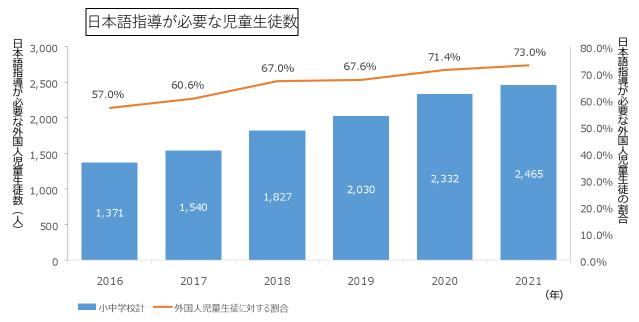
(5) 児童生徒数

静岡県内の外国人児童生徒数は、2016年には5,098人でしたが、2020年には6,582人 (1.29倍)になっています。小学校、中学校、高等学校のいずれも増加しており、特に 小学校の児童数の増加が顕著です。

日本語指導が必要な児童生徒数は、2016年の1,371人に対し、2021年は2,465人と1,000人以上増加しました。また、日本語指導が必要な外国人生徒の割合も2016年の57.0%から2021年には73.0%となり、3人に2人以上が日本語指導を必要としています。



各年静岡県「静岡県学校基本統計」



各年,静岡県「市町別要日本語指導・特別の教育課程編成の人数調査」

(6) 留学生数

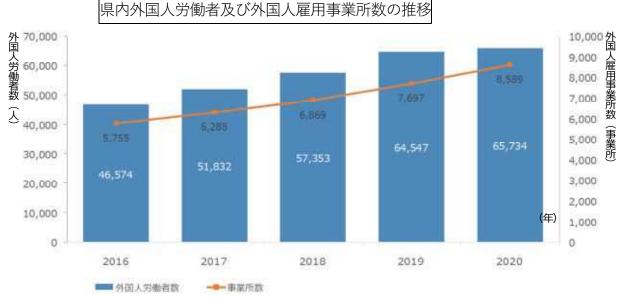
県内の大学等高等教育機関や専修学校・日本語教育機関に在籍する留学生数は2016年の2,373人から2020年は3,939人となりました。特に専修学校の留学生数は、2016年(636人)と比べて2020年(1,541人)は2.42倍と増加しています。



2016年から2019年については、静岡県留学生等交流推進協議会(静岡大学)調査2020年については、(独)日本学生支援機構調査

(7) 外国人労働者数

本県における外国人労働者数は、2016年の46,574人から2020年には65,734人と1.41倍となっています。同様に、外国人を雇用する事業所も2016年(5,755箇所)から2020年(8,589箇所)と1.49倍に増加しています。



各年,静岡労働局「静岡県の外国人雇用届出状況」

2 多文化共生を取り巻く社会情勢

(1) 在留外国人の状況

1990年に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の施行に伴い、定住者として、日系人3世及びその家族の受け入れが始まりました。これにより、本県をはじめとする自動車産業等の集積地において、ブラジルやペルーをはじめとした南米日系人の住民が大幅に増加することとなりました。

その後、2008年のリーマンショックによる世界的な金融危機を契機に在留外国人数は減少に転じ、2011年の東日本大震災の影響も相まって、減少し続けました。しかし、我が国の景気の回復に伴い、2013年から在留外国人数は、再び増加し始めました。法務省の在留外国人統計によると、全国の在留外国人数は、2019年末には、2,933,137人となり、統計を取り始めた1959年以来、最大値となりました。2020年末には新型コロナウイルス感染症の影響のため、2,887,116人となり、前年に比べ46,021人(1.6%)減少しました。

新型コロナウイルス感染症の流行は、在留外国人数が減少しただけでなく、雇用や医療・福祉など、外国人住民の日常生活に大きな影響を及ぼしています。特に、日本語が不十分な外国人住民は、必要な情報を入手しづらいことや医療機関や行政機関におけるコミュニケーションが大きな問題となっていることが改めて浮き彫りとなっています。

また、外国人住民(特別永住者を除く)を在留資格別に見てみると、2020年末には、身分資格*に基づく者が1,194,486人(41.3%)と最も多く、次いで技能実習が378,200人(13.1%)、技術・人文知識・国際業務が283,380人(9.8%)となっています。また、技能実習及び技術・人文知識・国際業務による在留資格の者が2016年末と比較すると、それぞれ1.6倍(378,200人)、1.7倍(283,380人)に増加しています。また、これらの資格の増加に伴い、ベトナム人が顕著に増加しています。

* 身分資格:永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

(2) 2016年(第2期ふじのくに多文化共生推進基本計画策定時)以降の国の動き

2018年9月に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」が施行され、在 留資格「介護」が創設されました。「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一 部を改正する法律」が2018年12月に成立、2019年4月に施行されたことにより、在留 資格「特定技能1号」「特定技能2号」が創設され、「出入国在留管理庁」が設置されま した。

また、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するために、目指すべき方向性を示した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が2018年12月に閣議決定さ

した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が2018年12月に閣議決定され、その後も2019年12月、2020年7月、2021年6月と3回改訂されています。

2019年6月には、「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、日本語教育の推進に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務が明記されました。

さらに、社会経済情勢が変化する中で、都道府県及び市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、総務省は、2020年9月に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂しました。

年	月	区分	項目	内 容
2016	5月	議員法法	本邦外出身者に対する不当な差別的 言動の解消に向けた取組の推進に関する法律制定	・日本以外の出身者、その子孫を対象にした不当な差別的言動を解消するための総合的な施策の策定と実施を国に義務化 ・地方自治体には実情に応じた相談体制、教育、啓発活動等を努力義務化
2016	11月	法務省厚労省	外国人の技能実習 の適正な実施及び 技能実習生の保護 に関する法律が国 会で成立	①適正化(基本方針の策定、監督の強化、外国人技能実習機構の設立)、②制度の拡充(5年の実習可能に)。その他、地方自治体に努力義務、地域協議会の設置等を規定
2016	11月	法務省	出入国管理及び難 民認定法を改正す る法律が国会で成 立	・在留資格「介護」の創設 (介護福祉士の資格を取得した留学生の就職が可能に)(2017年9月1日施行) ・偽装滞在者対策の強化
2016	12月	文科省	「義務教育の段階 における普通教育 に相当する教育の 機会の確保等に関 する法律」成立	基本理念として「年齢又は国籍等にかかわりなく、 能力に応じた教育機会を確保する」ことが掲げられ、「夜間等において授業を行う学校における就学 の機会の提供等」を規定(2017年2月14日施行)
2018	7月	内閣 官房	「外国人材の受入 れ環境の整備に関 する業務の基本方 針について」	6月の「骨太方針2018」を踏まえ、定められた基本方針 <基本的な方針> 法務省が外国人の受入れ環境の整備に関する企画・立案並びに総合調整を行い、その司令塔的機能の下、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ外国人の受入れ環境の整備を効率的・効果的に進める。

年	月	区分	項目	内 容
2018	7月	内閣 官房	「外国人材の受入 れ・共生のための 総合的対策(検討 の方向性)(案)」	・多文化共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動 ・生活者としての外国人に対する支援 ・外国人材の円滑な受入れの促進に向けた取組 ・新たな在留管理体制の構築
2018	12月	法務省	外国人材の受入 れ・共生のための 総合的対応策	外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するため、国が取りまとめ 1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等 2 生活者としての外国人に対する支援 3 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組 4 新たな在留管理体制の構築
2018	12月	法務省	出入国管理及び難 民認定法及び法務 省設置法の一部を 改正する法律	(1)在留資格、「特定技能1号」、「特定技能2号」の創設 の創設 (2)法務省の外局として、「出入国在留管理庁」 を新設 2019年4月受入れ開始
2019	6月	法務省	外国人材の受入 れ・共生のための 総合的対応策の充 実	2018年末に取りまとめた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた施策を着実に推進するとともに、その取組を更に充実させる。 1 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進 2 共生社会実現のための受入環境整備
2019	6月	文化庁	日本語教育の推進 に関する法律成立 施行	・日本語教育に関する基本理念を定め、国は基本理念にのっとり、日本語教育施策を総合的に推進 ・国は日本語教育の推進に関する基本方針を定め、地方自治体は基本方針を参酌し、基本方針を定める ・事業主は、雇用する外国人及び視の家族に対し、日本語学習の機会提供と学習支援に努めるものとする。

年	月	区分	項目	内 容
2019	12月	法務省	外国人材の受入 れ・共生のための 総合的対応策(改 訂)	2018年末に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を2019年6月に策定した「総合的対応策の充実」の方向性に沿って改定・技能試験の受験機会の拡大等・一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援拡大・やさしい日本語活用に関するガイドラインの作成等
2020	6月	文化庁	日本語教育の推進 に関する施策を総 合的かつ効果的に 推進するための基 本的な方針策定	2019年6月に交付・施行された「日本語教育の推進に関する法律」第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定・国及び地方公共団体、事業主の責務・国内外における日本語教育の機会の拡充等
2020	7月	法務省	外国人材の受入 れ・共生のための 総合的対応策(改 訂)	2019年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂し関連施策を着実に実施。現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)」を策定・特定技能制度に関する周知・広報・新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、必要事項の周知徹底・行政・生活情報の多言語化・やさしい日本語化、相談体制の充実・日本語教育の充実
2020	9月	総務省	「地域における多 文化共生プラン」 の改訂	地方公共団体における多文化共生の推進に係る指針・計画の見直し等を行い、多文化共生施策を推進するため 2006 年 3 月策定の「地域における多文化共生推進プラン」を改訂
2021	6月	法務省	外国人材の受入 れ・共生のための 総合的対応策(改 訂)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大等で明らかになった課題も踏まえ、受け入れた外国人材の受入れ環境を更に充実させる等の観点から策定(197施策)。 ・共生社会の実現に向けて取り組むべき中長期的な課題及び方策等に関する工程表の作成・留学生が多く在籍する、日本語教育機関、専門学校等や外国人を雇用する職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施等・在留外国人へのワクチン接種の周知広報、接種案内の確実な送付、多言語による相談対応体制の確保等

3 December 4 Marie 8 Break 10 Marie 16 Process 17 September 17 September 17 September 18 September 19 Septem

第3章 計画の基本的な考え方

1 多文化共生推進の必要性

本県の人口は2007年をピークに減少を続け、2060年には239万人になると推計され、労働人口の減少・少子高齢化などの課題に直面しています。また、外国人県民の国籍や在留資格等の変化、新たな在留資格「特定技能」の創設や日本語教育の推進に関する法律の施行等国の動きや社会情勢も変化しています。

外国人県民の数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年末には一時的に減少に転じましたが、定住化も進んでいることから、「外国人県民」=生活者や地域住民という視点で、外国人県民も地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みを構築し、文化や習慣の違いを理解し合い、誰にとっても暮らしやすい「多文化共生の地域づくり」を進める必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、日本語が不十分な外国人県民が行政機関や医療機関等でスムーズに意思疎通を図れることが最も重要な課題であることが明らかとなりました。地震などの自然災害にも備えて「言葉の壁」の解消を進めていく必要があります。

静岡県では、SDGsの理念に基づき、外国人及び日本人が「誰一人取り残されることなく」、静岡県多文化共生推進基本条例にある「県内に居住する外国人及び日本人が、相互に理解し合い、安心して暮らす」ことに加えて、社会の担い手として「誰もがいきいきと活躍できる」多文化共生の地域づくりを進めていきます。

そのため、下図のとおり「外国人よし」「地域よし」「企業よし」の三方よしの多文化共生社会を目指し、各施策に取り組んでいきます。

✓ 安心・快適な暮し✓ 日本語や技術・技能を身に付け、いきいきと活躍



三方よしの多文化共生社会



- ✔ 地域コミュニティや活動が活性化
- ✔ 地域活動の新たな担い手の確保

✔ 新たな人材の確保

✓ 職場の活性化・生産性の向上

2 静岡県が目指す多文化共生社会(計画の目標)

静岡県の多文化共生を取り巻く現状や静岡県多文化共生推進基本条例の趣旨を踏まえ、 次のように、計画の基本目標を掲げます。

■計画の基本目標

基本目標

静岡県内に居住する外国人及び日本人が、相互に理解し合い誰一人取り残されることなく、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指す。

■基本方向

基本目標を実現するために、7つの施策の柱を掲げます。

共 通

1 多文化共生意識の定着

日本人県民と外国人県民とがお互いの文化的背景や生活習慣を理解し合う機会を創出します。

2 コミュニケーションの支援

外国人県民との円滑なコミュニケーションのため、「言葉の壁」の 解消を図り、必要な情報を提供する体制を整備します。

安心

活躍

3 危機管理体制の強化

新型コロナウイルス感染症や自然災害の発生など生活を脅かす課題に対応します。

4 生活支援の充実

相談体制の充実を図るなど、生活全般にわたる支援の充実を図ります。

5 外国人の子どもの教育環境の整備

外国につながる子どもの教育環境の 整備を図ります。

6 社会参画の促進

外国人県民が地域社会の一員として 主体的に参画できる環境を整備 します。

7 働きやすい環境の整備

外国人県民が、働きやすい環境を整備 します。

■施策の柱

共 通

1 多文化共生意識の定着

- ●日本人と外国人とがお互いに交流したり、異文化を学びあう機会の創出
- ●地域日本語を利用した多文化共生の場づくりの推進

2 コミュニケーションの支援

- ●「やさしい日本語」の普及活用促進
- ●日本語教育体制の構築
- ●「やさしい日本語」及び多言語による情報提供

安心

3 危機管理体制の強化

- ●感染症、防災情報の周知、防災について学べる環境の整備
- ●防犯や交通安全対策の推進や相談体制の整備

4 生活支援の充実

- ●相談体制の整備や関係機関との連携の強化
- 医療・保健・福祉・住宅等生活環境全般の充実

活躍

5 外国人の子どもの教育環境の整備

- ●就学促進、学びの継続のための指導体制確保及び充実
- ●キャリア形成への支援

6 社会参画の促進

- ●地域活動への参加の促進
- ●留学生等が地域で活躍できる環境の整備

7 働きやすい環境の整備

- ●職場内コミュニケーションの円滑化や適正な労働環境の整備
- ●就業機会の確保のための就業支援や相談体制の充実

1 多文化共生意識の定着 [共通]

日本人県民と外国人県民とがお互いを理解し合うことは、多文化共生社会の実現のための第一歩です。外国人県民も地域の一員として、お互いの違いを認め合いながら、よりよい社会を築いていこうとする意識の定着が求められます。

現状

多文化共生基礎調査の結果 (グラフ追加予定)

○外国人(日本人)への親しみ調査(日本人調査問6、外国人調査問10) 外国人県民が日本人県民に親しみを感じる割合は、「とても感じる」と「どちらかといえば感じる」を合わせると 73.7%です。一方、日本人県民が外国人県民に親しみを感じる割合は40.0%であり、その差は33.7ポイントとなっています。

○問9 あなたのまわりで外国人に対する差別があると感じますか。(単数回答)日本人調査「あまり感じない」が41.5%で最も多く、次いで「わからない」が24.3%、「感じない」が22.7%となっています。

〇問11 あなたは、日本人から差別されていると感じることがありますか。(単数回答)外国人調査 2020年調査では、「感じる」と「やや感じる」の合計が38.6%、「感じない」と「あまり感じない」の合計が 45.4%となっています。

(1) これまでの取組

国際交流員などが、小中学校・高等学校を中心に、「世界の文化と暮らし出前講座」を開催しています。子どもたちが外国人県民の出身国の文化や習慣を知る機会となり、地域社会における多様性を理解するとともに、外国人県民への関心や親しみを高めることに寄与しています。

県内の大学に在籍する留学生をふじのくに親善大使に委嘱し、学校訪問や各地の国際交流イベントに参加 してもらうことで、地域の国際化を推進しています。

多文化共生の拠点として、地域住民が日本語教育の場に関わる初期日本語教室を全県的に広めるための 取組を進めています。

「STOP!誹謗中傷アクション」の取組を踏まえ、あらゆる誹謗中傷、差別を解消するために、心のUDの普及啓発及び実践を促進しています。

人権教育の推進を図るため、人権教育担当者研修会等教職員を対象とした研修会を開催しています。また、教職員及び児童生徒が人権についての理解を深め、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができ、行動に表れることを目指し、校内研修や授業等で活用できる「人権教育の手引き(人権教育指導 資料)」を作成しています。

人権意識の高揚を図る啓発指導者を育成し、地域や職場での外国人県民等の人権に関する啓発を推進し ています。

(2) 本県のあるべき姿

すべての日本人と外国人とがお互いの文化・習慣を理解し、尊重できる社会をつくります。

(3) 指標

指標名(次期総合計画成果指標)	現状値	目標値
地域日本語教育を通じて多文化共生の場づくりに取り組む	4市町	19市町
市町数	(2020年)	(2025年)

(4) 施策の方向性と取組

■方向性1

年齢や住んでいる地域に限らず、誰もが異文化を理解し、多様性を享受できるよう、日本人と外国人とがお互いに交流したり、異文化を学びあう機会を創出します。

■取組1

全ての県民が県内のどこに住んでいても、国際交流イベントや異文化理解の学びの場に参加できるよう、今後は、外国人が多く住んでいない地域での開催や大人向けの出前講座等の取組を推進します。

市町と連携してJETプログラム等を活用し、全ての子どもたちが、国際社会に対する関心を高め、異なる文化や習慣を受け入れられる意識や態度を醸成します。

企業内において、異文化理解講座の開催や多文化共生の取組を積極的に実施している企業等の取組状況 を幅広く情報発信するなど、企業との協働を促進します。

学校や地域社会において、人権尊重の精神が根付くよう、多様性への理解の促進など、人権教育を通じた取組を進めます。

外国人県民が差別されないよう、「STOP!誹謗中傷アクション」等の取組をさらに進めます。

■方向性2

地域住民が関わる地域日本語教室を利用した多文化共生の場づくりを進めます。

■取組2

2019年6月に施行された「日本語教育推進法」をふまえ、地域における日本語の教育体制をさらに充実します。

多文化共生社会の実現に寄与する日本語教育の場づくりを推進するため、地域住民が日本語教育の場に 関わる地域日本語教室の設置を促進します。また、地域日本語教育に関わる人材を確保するため、人材情報バンクをさらに充実します。

市町、国際交流協会、日本語教育機関、地域住民などが連携して運営することにより、日本語教室を各地に根付かせ、地域の多文化共生の拠点としての機能を発揮できるよう、支援を継続します。

2 コミュニケーションの支援「共通]

外国人県民が生活していく中で日本語能力が不十分の場合、周囲の人との円滑な意思疎通が図れず、 様々な場面において支障が生じます。「言葉の壁」を解消し、安心して生活できる環境の整備が求められます。

現状

多文化共生基礎調査の結果 (グラフ追加予定)

〇問17 あなたは、日本語がどのくらいできますか。(単数回答)外国人調査

「公的施設や病院で、通訳なしでも問題なく意志疎通ができる」が40.1%で最も多く、次いで「自分の家族や国などについて簡単な質問に答えることができる」が24.9%、「買い物をするときに自分の希望や条件を詳しく説明できる」が19.1%であった。このことから、84%以上の外国人県民は、やさしい日本語であればコミュニケーションをとることが可能であるといえます。

○問 7 あなたは、「やさしい日本語」を知っていますか。(単数回答)日本人調査「知らない」が45.5%で最も多く、次いで「見たり、聞いたりしたことはあるが、詳しくは知らない」が24.6%となっています。

〇問12 外国人住民と日本住民との相互理解を深めるために、あなたは以下のことをどの程度したいと思いますか。A~Fのそれぞれについて教えてください。(単数回答)外国人調査

「おおいにしたい」と回答したのは、「A日本語を学ぶ」が45.6%で最も多く、次いで「B日本の文化、生活習慣を理解するようにつとめる」が45.3%、「Dあいさつなど、日頃から近所の人達と交流する」が37.8%となっています。

(1) これまでの取組

日本語に不慣れな外国人県民とのコミュニケーションをとるためには、「やさしい日本語」が有効な手段であることから、研修会の開催や手引きの作成などにより、県・市町職員への普及を図っています。

「やさしい日本語」は、観光分野における活用も可能であるため、観光業に従事する従業員向けに「おもてなしのためのやさしい日本語」研修を行っています。また、普及啓発のための動画「話そう、やさしい日本語」をウェブサイトに掲載し、「やさしい日本語」のキャラクター「やさ日富士夫くん」を作成しています。

県内のコミュニティFM局と連携して、地震などの災害時に、外国人県民に対してわかりやすく情報を提供できるよう、「やさしい日本語」による番組作成や放送ができる体制の整備を進めています。

県及び市町におけるやさしい日本語の利活用を促進するため、やさしい日本語アドバイザーを設置し、県及び市町がやさしい日本語による文書を作成する際にアドバイスを提供しています。

令和元年に策定した静岡県地域日本語教育推進方針に基づき、外国人県民が希望すれば、県内のどこに住んでいても、初歩の日本語教育を受けられるよう、モデル教室の設置やその成果の共有することで、地域日本語教育の普及を進めています。

外国人県民が生活に関わる情報を得られるようにするため、「外国人県民への情報提供に関するガイドライン」 を策定し、ガイドラインに基づき各所属が作成する多言語情報を、新設したポータルサイトに言語ごとに集約し て掲載しています。

(2) 本県のあるべき姿

- ○「言葉の壁のない静岡県」を実現します。
- ○希望する外国人県民が基礎的な日本語を学べる環境を整備します。

(3)指標

指標名(次期総合計画活動指標)	現状値	目標値
CNC等充法型 EM 图上点比焦积相供数	455件	500件
SNS等を活用した外国人向け情報提供数	(2020年)	(毎年度)

(4) 施策の方向性と取組

■方向件1

「やさしい日本語」が外国人県民への情報提供や外国人とのコミュニケーションに、より広く用いられるよう行政だけでなく企業、コミュニティにおける普及を促進します。

■取組1

やさしい日本語の普及を推進するため、企業の従業員を対象とした研修会を開催します。また、研修を受講した従業員が企業内で更にやさしい日本語の利活用を図れるよう、手引きや動画などを提供します。

コミュニティ向けにやさしい日本語の普及を図れるよう、市町と連携し、自治会の加入やゴミ捨てなどの関する文章を作成し、広く共有します。

■方向性2

外国人県民が日常生活において、日本語で必要なコミュニケーションをとることができるよう、市町や日本語教育関係者と連携して、日本語教育推進体制の構築を進めます。

■取組2

地域日本語教育を一層推進するため、モデル教室の設置とその日本語教室で活躍してもらうための人材の育成をセットで実施します。また、その成果を他の市町にも普及したり、地域日本語教育総括コーディネーターによるアドバイスの提供などの支援を行います。また、外国人住民が少ない市町においては、文化庁で開発したオンライン教材の普及に努めます。

2019年6月に施行された「日本語教育推進法」をふまえ、地域における日本語の教育体制をさらに充実します。【再掲】

- ▶県内どこに住んでいても、希望する全ての外国人県民が生活に必要な最低限の日本語を身に付けることができる環境を整備します。
- ▶外国人児童生徒等に対して、生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようにするため、適切な日本語教育を受けることができる体制を充実します。
- ▶職場等における外国人労働者との効果的なコミュニケーション等のため、企業における日本語教育を促進します。

■方向性3

外国人県民が「やさしい日本語」及び多言語により、生活に必要な情報等を入手できる体制を充実します。

■取組3

県から発出された情報が外国人県民にも届くよう、庁内における「外国人県民への情報提供に関するガイドライン」の遵守の徹底を図り、「静岡県多言語情報ポータルサイト かめりあ①」により、発信する情報件数の増加を図ります。

やさしい日本語や多言語による文書が作成できるよう、県職員や市職員を対象に、やさしい日本語研修を継続するとともに新たに翻訳機の活用に関する研修を実施します。

3 危機管理体制の強化 [安心]

非常時には、日本人・外国人に関わらず、誰一人取り残されないという観点が一層重要になります。感染症や自然災害等の発生時に、外国人県民が必要な支援を受けられるだけでなく、日本人県民と外国人県民とが助け合い、危機を共に乗り越えようとする体制の強化が求められます。

現状

多文化共生基礎調査の結果 (グラフ追加予定)

〇問14 あなたは、日頃から、災害に備えて、どのような準備をしていますか。外国人調査「貴重品(パスポート・財布等)をすぐに持ち出せるようにしている」が67.3%で最も多く、次いで「食料や飲料水を準備している」が57.8%となり、「防災訓練に参加している」が21.9%、「防災アプリなどで情報を入手している」が18.5%となっています。

- ○問13 災害時における情報入手方法について、教えて下さい。(複数回答)外国人調査 「日本政府・県・市町等の行政機関のSNS」が55.4%、「日本語のラジオ・テレビ」が51.2%、友人・親戚 42.3%となっています。
- ○問15 あなたは、地域の犯罪を減らすために、必要なことは何だと思いますか。外国人調査 「防犯カメラや防犯灯を増設する」が57.9%で最も多く、次いで「子どもの防犯教育を強化する」が55.3%、 「近所の人のつながりや助け合いを深める」が48.8%となっています。

○問35 市役所や県に対してどのような行政サービスを望みますか。外国人調査項目「災害時に多言語や「やさしい日本語」で情報を提供する」
「災害時に多言語や「やさしい日本語」で情報を提供する」で43.9%となっています。

(1)これまでの取組

外国人県民に対して、「やさしい日本語」や多言語により、感染予防策や注意喚起を呼びかけています。また、 新型コロナウイルスの感染症に罹ったかどうか心配している外国人県民の不安に寄り添うため、毎日24時間、 相談できる新型コロナウイルスホットラインを設置しています。

外国人県民を対象とする防災出前講座を開催し、防災に対する日頃の備えや災害発生時の対応等に関する知識の普及や啓発に努めています。

県内のコミュニティFM局と連携して、地震などの災害時に、外国人県民に対してわかりやすく情報を提供できるよう、「やさしい日本語」による番組作成や放送ができる体制の整備を進めています。【再掲】

地震等の災害発生時にやさしい日本語や多言語で情報を入手できるよう、外国人県民に対し、防災アプリ 「静岡県防災」の利活用を進めています。

交通安全パンフレットや防犯対策のための犯罪被害の手引き等を「やさしい日本語」及び多言語版で作成する等、外国人県民が日本のルール等を理解する取組を進めています。

土砂災害警戒情報補足情報システムについて、災害情報の多言語化と「やさしい日本語」による表示への対応を進めました。

(2) 本県のあるべき姿

- ○外国人県民が災害時や緊急時に自ら助け、共助の担い手となるように体制を整備し、日本人県民と外国 人県民が助け合う社会をつくります。
- ○外国人県民が、交通事故や犯罪に巻き込まれることのない社会を目指します。

(3) 指標

指標名(新規)	現状値	目標値
外国人向けに早期避難に必要な情報を提供している市町	30市町	全市町
の数	(2020年)	(2025年)

指標名(次期総合計画活動指標)	現状値	目標値
外国人を雇用する企業等と連携した防災出前講座の開催		10回
回数	(2020年)	(毎年度)

(4) 施策の方向性と取組

■方向性1

外国人県民に対する平時からの感染症、防災情報の周知や危機対策を推進します。また、地域や企業で防災について学べる環境を整備します。

■取組1

感染症について、外国人県民が必要な情報を受け取り、他言語で相談できる体制を引き続き整備します。

外国人県民が「やさしい日本語」及び多言語で非常時の各種緊急情報等の通知を受け取れるよう、静岡県防災アプリ「静岡県防災」の普及を図ります。また、同アプリの学習コンテンツの多言語化を進め、日頃から防災 に関する知識を習得できる環境を整備します。

県内に大規模災害が発生した際に、外国人県民に対し、多言語及び「やさしい日本語」により災害関連情報等を提供する体制を整備します。

外国人県民に配慮した避難所運営体制の充実に向け、市町の取組みを促進します。

災害時におけるの「言葉の壁」を解消するために、国際交流員やコミュニティキーパーソン等が多言語により情報提供するとともに、多言語翻訳機等の活用を促進します。

防災に対する日頃の備えや災害発生時の対応等に関する知識の普及啓発及び地域防災の担い手を育成するため、外国人県民向けの防災講座を一層充実します。

静岡県土木総合防災情報や土砂災害警戒区域標識等について、多言語化や「やさしい日本語」による表示への対応を進めます。

■方向性2

外国人県民が関係する交通事故や事件を防止するための施策の推進及び犯罪被害者のための相談体制を整備します。

■取組2

外国人県民に対する交通安全についての広報啓発活動を推進するために、関係機関と連携し、交通安全教育の実施や広報・啓発の「やさしい日本語」及び多言語化を進めます。

外国人県民に犯罪被害に関する各種支援制度を説明できるように、手引き等を多言語版で作成し周知します。

性暴力等の被害者からの相談を受付け、関係機関が連携し医療、心理的ケアなどの支援を行うワンストップセンターを引き続き運営するとともに、相談機関と「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」が連携し、相談体制をさらに充実します。

4 生活支援の充実「安心]

外国人県民は、言葉や文化、習慣の違いなどにより、日常生活の様々な場面において、悩みや困難を抱えることがあります。そのため、外国人県民が困りごとに相談できる体制や、病院の受診、役所での手続き等生活支援の充実が必要となります。

現状

多文化共生基礎調査の結果 (グラフ追加予定)

○問19 あなたが困ったときの相談先はどこですか。(複数回答)外国人調査 「勤務先(派遣先)や監理団体の社員」が43.4%で最も多く、次いで「外国人の友人・親戚」が42.4%、「県・市町の相談窓口」が40.1%となっています。

○問22 あなたは、病気やけがをした時、どうしていますか。(救急事案を除く)(複数回答)外国人調査「近所の医療機関に行く」が67.6%で最も多く、次いで「家族や知人に通訳として同行してもらう」が21.3%、「勤務先や監理団体の職員に通訳として同行してもらう」が13.2%となっています。

○問21 住まいを探す際に困ったことは何ですか。(複数回答)外国人調査「特にない」が58.2%で最も多く、次いで「外国人であることを理由に家を貸してくれなかった」が16.1%、「保証人になってくれる人がいなかった」が11.0%となっています。

(1)これまでの取組

外国人県民が生活に関わる情報を得られるようにするため、「外国人県民への情報提供に関するガイドライン」 を策定し、ガイドラインに基づき各所属が作成する多言語情報を、新設したポータルサイトに言語ごとに集約して掲載しています。【再掲】

外国人県民の生活上の相談に多言語で対応するため、「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」を 設置し運営しています。

外国人県民に対して、「やさしい日本語」や多言語により、感染予防策や注意喚起を呼びかけています。また、 新型コロナウイルスの感染症に罹ったかどうか心配している外国人県民の不安に寄り添うため、毎日24時間、 相談できる新型コロナウイルスホットラインを設置しています。【再掲】

外国人県民に対する相談体制・課題解決までの支援体制を強化するために、「多文化ソーシャルワーカー」を 育成しています。

住宅が見つけにくい外国人等の要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進のため、関係団体、市町、県関係部署で構成する静岡県居住支援協議会において情報共有・意見交換を実施しています。

外国人県民が住まい方のルールを理解し、相談しやすい環境づくりのために、公営住宅受付・相談窓口における他言語資料を作成しています。

外国人県民が安心して適切な医療を受けられるようにするため、医療機関向けに電話医療通訳サービスの提供や、日本の医療制度等を説明したリーフレットや国民健康保険制度のパンフレットを多言語で作成して周知を図るとともに、「医療ネットしずおか」により医療機関の情報を多言語で提供しています。

(2) 本県のあるべき姿

- ○外国人県民も安心して暮らせるように、日常生活で必要となる知識や情報を提供するとともに、外国人県 民からの様々な相談に対応できる環境を整備します。
- ○外国人県民が、日本人県民と同様に医療や保健、福祉等のサービスを受けることのできる環境を整備します。

(3)指標

指標名(現総合戦略活動指標)	現状値	目標値
かめりあによる出張相談会・専門家による相談会の開催回	9回	9回
数	(2020年)	(毎年度)

指標名(新規)	現状値	目標値
県の電話医療通訳事業により外国人患者受入環境を整	21	26
備した医療機関	(2020年)	(2025年)

(4) 施策の方向性と取組

■方向性1

外国人県民が身近な場所で相談したり、生活に必要な情報を入手できるよう県、市町、国及び関係機関等との連携を強化します。

■取組1

県から発出された情報が外国人県民にも届くよう、庁内における「外国人県民への情報提供に関するガイドライン」の遵守の徹底を図り、「静岡県多言語情報ポータルサイト かめりあ①」により、発信する情報件数の増加を図ります。【再掲】

やさしい日本語や多言語による文書が作成できるよう、県職員や市職員を対象に、やさしい日本語研修を継続するとともに新たに翻訳機の活用に関する研修を実施します。【再掲】

外国人県民が、生活上の困りごとに多言語で相談できるようにするため「静岡県多文化共生総合相談センター かめりあ」による相談体制を一層充実します。【再掲】

県や市町、国際交流協会、出入国在留管理庁、労働局、NPOなど関係機関が連携を図り、迅速かつきめ 細やかに相談に対応できる体制を構築します。

外国人県民が在留資格に関わらず住宅を確保できる環境を整備するため、静岡県居住支援協議会において、外国人を含む住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する情報共有・意見交換を実施するとともに、公営住宅での外国人県民に対する取組も一層充実します。

■方向性2

安心して、医療や保健、福祉サービスを受けることができるよう、支援を充実します。

■取組2

引き続き、新型コロナウイルス感染症に関する相談について、24時間、多言語で相談に対応できる「外国人向新型コロナウイルス相談ホットライン」を開設し、外国人県民の相談ニーズに対応します。【再掲】

外国人県民の文化的・社会的背景を踏まえて専門的相談に応じ、関係機関に働きかけて課題解決まで一貫して支援する「多文化ソーシャルワーカー」を引き続き育成します。

外国人患者、医療機関相互が安心して受診・診療できる環境を整備します。また、インターネット上で休日・ 夜間の当番医情報や外国語に対応可能な医療機関を検索できる環境を整備します。

外国人県民の高齢化が進んでいることを踏まえ、医療保険制度はもちろんのこと介護保険、年金制度についても国等と連携して外国人県民や企業等への周知を図ります。

5 外国人の子どもの教育環境の整備 [活躍]

外国人県民の増加に伴い、外国人児童生徒等も増加しています。外国人の子どもの教育機会を確保するために、就学促進を図ります。また、日本語指導を必要とする全ての児童生徒に対する指導・支援体制の充実が求められます。

現状

多文化共生基礎調査の結果 (グラフ追加予定)

○問28 お子さんの将来についてどのように考えていますか。(単数回答)外国人調査 「日本で進学・就職し、日本で生活することを希望する」が69.6%で最も多く、次いで「わからない」が8.3%、 「日本で進学・就職するが、いずれは母国に戻ることを希望する」が7.8%となっています。

○問29 お子さんの教育について、困っていること、困った経験をしたことはありますか。(複数回答)外国人調査

「困っていること、困ったことはない」が34.5%で最も多く、次いで「日本の学校で教育に必要な費用が高い」が29.9%、「子どもの学力が不安」が19.5%となっています。

(1)これまでの取組

県内に居住する全ての子どもが教育を受けることができるように、全市町に対して就学案内を実施するよう依頼するとともに、市町と連携して就学状況等調査を実施し、実態を把握した上で就学を促進しています。

公立学校における支援指導体制の充実のため、小中学校、特別支援学校に在籍する外国人児童生徒への適応指導、指導担当者等への助言、援助等を総合的に実施しています。

児童生徒の在籍状況等を考慮して、教員採用選考試験において、ポルトガル語、スペイン語が堪能な人材を 確保するため、資格を有する受験者に対して加点制度を設けています。

様々な理由により、義務教育を修了していない外国人県民などに、義務教育の機会を提供するため、静岡県立夜間中学(ナイト・スクール・プログラム)の設置に向けた準備をしています。

学校におけるコミュニケーション支援のため、教職員を対象とした「やさしい日本語」普及の研修会の実施や自動翻訳機の活用を行っています。

県立高校の外国人生徒の進学・キャリア支援の充実のため、日本語教育及びキャリア面談等を実施しています。

外国人学校(ブラジル人学校高等部)に通う生徒卒業後に正規雇用につなげるため、日本語教育、キャリア教育等の取組を実施しています。

(2) 本県のあるべき姿

- ○外国人の子どもの教育機会を確保し、必要な日本語能力や学力等を身に付けられる環境を整備します。
- ○外国人の子どもが将来を見通した進路選択ができ、社会で自立していける環境を整備します。

(3) 指標

5 - 3 - DE 100 -		
指標名(次期総合戦略成果指標)	現状値	目標値
	小90.6%	
外国人児童生徒等に対して必要な支援が実現できている	中91.3%	100%
学校の割合	高89.5%	(毎年度)
	(2020年)	

指標名(次期総合戦略活動指標)	現状値	目標値
不就学実態調査·就学案内実施市町数	全市町(2020年)	全市町
		(毎年度)

(4) 施策の方向性と取組

■方向性1

外国人の子どもの就学促進及び学びの継続のため、指導体制の確保、充実を図ります。

■取組1

県内に居住する全ての子どもが教育を受けることができるように、引き続き就学状況等調査を実施し、実態を 把握するとともに市町と連携して就学を促進します。

外国人の子どもの教育環境の充実のため、市町と連携して、日本語指導コーディネーター等を活用した教育 支援体制の整備を促進します。

特別の教育課程を編成する児童生徒が在籍する小中学校に加配教員を配置するとともに、未配置校には日本語指導非常勤講師を配置し、日本語指導体制の充実を図ります。

教員の指導力向上のため、外国人児童生徒担当教員研修会の内容の充実を図ります

外国人児童生徒等に対して、生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし、未来を切り拓くことができるようにするため、適切な日本語教育を受けることができる体制を充実します。【再掲】

様々な理由により、義務教育を修了していない外国人県民などに、義務教育の機会を提供するため、静岡県立夜間中学(ナイト・スクール・プログラム)を設置します。

■方向性2

外国人児童生徒等が、その能力・意欲に応じて将来を見通した進路選択等が行えるよう、支援を更に充実します。

■取組2

将来の進路に希望をもって学習に取り組む生徒を育成するため、キャリアコンサルティング技能士及び日本語コーディネーターを支援対象校に巡回派遣し、生徒個々の状況を踏まえた個別支援プランを作成します。

日本語能力に課題のある外国人生徒に対して、企業等が採用時に求める日本語能力の習得を目的とした 日本語学習講座を実施します。

各市町教育委員会の実践について情報共有し、児童生徒及び保護者にとってより有益な進路ガイダンス等の 実施を促していきます。

外国人学校(ブラジル人学校高等部)に通う生徒に対して、引き続き正規雇用に向けた日本語教育、キャリア教育等を実施し、外国人学校における取組を促進します。

6 社会参画の促進 [活躍]

外国人県民は、支援される側と捉えられがちな一方、日本人県民とともに様々な活動に従事し、県民主体の地域づくりにも貢献しうる存在として捉えることもできます。外国人としての視点や外国人がもたらす多様性を地域の活性化につなげるために、外国人県民の社会参画の促進が求められます。

現状

多文化共生基礎調査の結果 (グラフ追加予定)

- ○問8 多文化共生に関する次の意見についてあなたはどう思いますか。A~Cのそれぞれについて教えてください。(単数回答)日本人調査
- C 日本人は、外国人が地域の活動に参加できるよう支援すべきだ「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計は82.6%となっています。
- ○問11 外国人住民が増加することによる影響についてあなたはどう思いますか。A~Dのそれぞれについて教えてください。(単数回答)日本人調査
- B 地域経済の活性化に貢献する 2020年調査では、「そう思う」と「どちらといえばそう思う」の合計は57.8%となっています。
- ○問33 あなた(あなたの家族)は自治会に加入していますか。(単数回答)外国人調査 2020年調査では、「加入している」が31.9%となっています。
- ○問33-2 問33で、「2 加入していない」と答えた方にお伺いします。加入していない理由は何ですか。(複数回答)外国人調査

「自治会について知らなかったから」が50.4%で最も多く、次いで「時間がないから」が28.6%、「加入しても、 日本語がわからなくて、何をしたらいいかわからないから」が27.7%となっています。

(1) これまでの取組

外国人県民を対象とする防災出前講座を開催し、防災に対する日頃の備えや災害発生時の対応等に関する知識の普及や啓発に努めています。【再掲】

様々な理由により、義務教育を修了していない外国人県民などに、義務教育の機会を提供するため、静岡県立夜間中学の設置に向けた準備をしています。【再掲】

日本語のできる外国人県民が母語通訳者や支援者として地域日本語教育の場に関わるように要請しています。

外国人の地域のリーダーをコミュニティキーパーソンに登録し、行政からの情報の伝達や防災出前講座への協力を要請しています。

外国人県民の声を行政に反映させるために、静岡県多文化共生審議会の委員として外国人県民を委嘱しています。

留学生への支援のため、ふじのくに地域・大学コンソーシアムにおいて、生活支援の講座や交流事業を実施しています。

(2) 本県のあるべき姿

○外国人県民の地域コミュニティへの参画を促進し、能力を活かしコミュニティにおける日本人との橋渡しをするなど、日本人県民と協力してよりよい地域を形成します。

(3)指標

(-) PH NO.		
指標名(現多文化共生基本計画活動指標)	現状値	目標値
外国人県民からの意見を聴取する場を設けている、市町の	11市町	19市町
数	(2020年)	(2025年)

(4) 施策の方向性と取組

■方向性1

外国人県民の主体的な地域活動への参加を促進し、地域づくりや地域防災等において、外国人県民が担い 手となれるよう環境を整備します。

■取組1

外国人県民が主体的に地域社会に参画できるよう、企業やNPO、自治会等が行う地域活動等の広報啓発を一層推進するとともに、日本人県民と外国人県民が共に活動する先進事例の情報発信を行います。

外国人県民の意見を施策に活かすため、外国人県民の支援を行っている民間団体等との意見交換会等を 実施します。

防災に対する日頃の備えや災害発生時の対応等に関する知識の普及啓発及び地域防災の担い手を育成するため、外国人県民向けの防災講座を一層充実します。【再掲】

様々な理由により、義務教育を修了していない外国人県民などに、義務教育の機会を提供するため、静岡県立夜間中学(ナイト・スクール・プログラム)を設置します。

■方向性2

留学牛等を含めた外国人県民が、地域で活躍できる環境を整備します。

■取組2

留学生への支援のために、ふじのくに地域・大学コンソーシアムにおいて、生活マナー・交通ルール講座の開催や 大学連携型の日本人学生・留学生交流イベント等を引き続き実施します。

留学生やコミュニティキーパーソン等の能力を活かすため、「ふじのくに多言語情報発信サポーター」として登録し、SNS等を使用して、県からの情報を同じ国の出身者へ提供する等、外国人県民を支援する人材としての活躍を推進します。

7 働きやすい環境の整備 [活躍]

外国人技能実習生の増加や特定技能制度の創設など、外国人労働者を取り巻く環境が変化しています。外国人労働者がいきいきと活躍できるように、企業等と連携し、就労環境や雇用対策の適正化に取り組むことが必要です。

現状

多文化共生基礎調査の結果 (グラフ追加予定)

〇問30 あなたの現在の仕事は大きく分けてこの中のどれにあたりますか。複数の仕事を持つ人は、主な仕事について答えてください。(単数回答)外国人調査

「間接(派遣・請負)」が24.0%で最も多く、次いで「直接雇用(正社員)」が20.5%、「技能実習生」が14.9%となっています。

- ○問32 あなたが、職場でより活躍するためにはどのようなことを希望しますか。(複数回答)外国人調査「仕事の指示等を多言語化・『やさしい日本語』化してほしい」が38.3%で最も多く、次いで「特になし」が30.1%、「外国人に専門的な知識・技術を教える機会を提供してほしい」が30.0%、「職場で日本語教室を開いてほしい」が19.5%となっています。
- ○問11 あなたは、日本人から差別されていると感じることがありますか。(単数回答)外国人調査「感じる」と「やや感じる」の合計が38.6%、「感じない」と「あまり感じない」の合計が45.4%となっています。
- ○問11-2 問11で、「1 感じる」、「2 やや感じる」と答えた方にお伺いします。 あなたは、どんなときに、日本人から差別されていると感じますか。(過去の経験を含む、複数回答) 「職場で日本人と一緒に仕事をしているとき」が66.2%で最も多く、次いで「住宅を借りるとき」が33.0%、「ショッピングセンター等で買い物や食事をしているとき」が26.8%となっています。

(1) これまでの取組

企業におけるコミュニケーション支援のため、「やさしい日本語」の民間向けの研修会を開催しています。【再掲】

外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するため、他県と連携し、外国人労働者憲章の普及 及び憲章セミナーを開催しています。

外国人県民の正社員化を進めるために、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置や定住外国人を対象 とした日本語能力等に配慮した職業訓練等を実施しています。

外国人県民の仕事に対する相談に対応するため、しずおかジョブステーションへ通訳者を配置しています。

外国人県民の正社員化・定着化のため、希望する定住外国人と企業の双方を、就労前から職場定着まで一 貫して支援しています。

外国人県民の介護分野での就労を支援するため、県内介護事業所で働く外国人介護職員の日本語能力 向上を支援しています。

農業分野での就労を目指す外国人県民等のために、就農相談から求人情報の提供、短期の就労体験の受 入などを実施しています。

留学生の就労を促進するため、ふじのくに地域・大学コンソーシアムにおいて、留学生の就職支援を実施しています。

(2) 本県のあるべき姿

- ○外国人県民がいきいきと働くことのできる社会を目指します。
- ○経済活動と外国人の適正雇用を両立する社会を目指します。

(3) 指標

指標名(次期総合計画活動指標)	現状値	目標値
工科短期大学校等の定住外国人向け職業訓練受講者数	58人	100人
	(2020年)	(2025年)

指標名(次期総合計画活動指標)	現状値	目標値
ふじのくに地域・大学コンソーシアム事業への参加留学生数	378人	500人
(県大学課調査)	(2020年)	(2025年)

(4) 施策の方向性と取組

■方向性1

外国人県民が安心して、いきいきと働けるように県内企業と連携し、職場内のコミュニケーションの円滑化や差別や偏見のない企業文化を創出します。

■取組1

職場内のコミュニケーションの円滑化のため、企業の従業員を対象とした「やさしい日本語」研修会を開催します。また、研修を受講した従業員が企業内で更に「やさしい日本語」の利活用を図れるよう、手引きや動画などを提供します。【再掲】

企業が外国人労働者等に向けて行う日本語教育について、日本語教師の紹介等円滑な実施を支援しま す。

企業や団体において、法令遵守の徹底や適切な労務管理が行われるよう、他県と連携し、外国人労働者憲 章の啓発に努めるとともに、出入国在留管理局や労働局等と連携して適正な労働環境を整備します。

■方向性2

就労可能な在留資格を持つ外国人県民の就業機会を確保するため、就業支援や能力開発を促進するとともに、相談体制を充実します。

■取組2

引き続き、農業分野での就労を目指す定住外国人等に対し、就農相談から求人情報の提供、短期の就労体験の受入などを実施します。

定住外国人の就職を支援するため、就労前の職業訓練を実施します。

しずおかジョブステーションに通訳者を配置するとともに、面接等を学ぶ機会を提供します。

企業における定住外国人の活躍を促進するため、企業・定住外国人双方に対し、正社員として働く定住外国 人の情報を発信します。

企業における定住外国人の活躍を支援するため、希望する定住外国人と企業の双方を、就労前から職場定 着まで一貫して支援します。

外国人県民の活躍を官民一体となって支援するために、県、出入国在留管理局や労働局等の国機関、経済団体、労働団体等の外国人材の相談支援機関相互の情報共有や連携を強化します。

介護サービスの質の向上及び外国人介護職員の介護現場への定着を図るため、県内介護事業所で働く外 国人介護職員の日本語力向上を引き続き支援します。

留学生の就職を支援するため、就職支援講座、インターンシップ推進など就職マッチングを強化し、静岡での就職を希望する留学生を取り残さない伴走型支援を実施します。

指標一覧

施策の柱	指標	現状	目標
1 多文化共生意識 の定着	地域日本語教育を通じて多文 化共生の場づくりに取り組む 市町数	4 市町 (2020 年)	19 市町 (2025 年)
2 コミュニケーシ ョンの支援	SNS等を活用した外国人向 け情報提供数	455 件 (2020 年)	500 件 (毎年度)
3 危機管理体制の 強化	外国人向けに早期避難に必要 な情報を提供している市町の 数	30 市町 (2020 年)	全市町 (2025 度)
	外国人を雇用する企業等と連 携した防災出前講座の開催回 数	- (2020 年)	10 回 (毎年度)
4 生活支援の充実	かめりあによる出張相談会・専 門家による相談会の開催回数	9回 (2020年)	9 回 (毎年度)
	県の電話医療通訳事業により 外国人患者受入環境を整備し た医療機関	21 医療機関 (2020 年)	26 医療機関 (2025 年)
5 外国人の子ども の教育環境の整備	外国人児童生徒等に対して必 要な支援が実現できている学 校の割合	小 90.6% 中 91.3% 高 89.5% (2020 年)	100% (毎年度)
	不就学実態調査・就学案内実施 市町数	全市町 (2020 年)	全市町 (毎年度)
6 社会参画の促進	外国人県民からの意見を聴取 する場を設けている、市町の数	11 市町 (2020 年)	19 市町 (2025 年)
7 働きやすい環境の整備	工科短期大学校等の定住外国 人向け職業訓練受講者数	58人 (2020年)	100 人 (2025 年)
	ふじのくに地域・大学コンソー シアム事業への参加留学生数	378 人 (2020 年)	500 人 (2025 年)

第5章 計画推進体制

1 計画の進め方(推進体制)

多文化共生を着実に推進していくためには、関係主体がそれぞれの役割を踏まえ、連携・協働しながら取り組んでいくことが必要となります。

▶庁内体制の整備

多文化共生施策を総合的・計画的に推進するために、静岡県多文化共生推進本部に プロジェクトチームを設置し、部局横断的に施策を推進していきます。

▶市町との連携

県内全市町との多文化共生施策に関する意見交換や協議の場を随時設定し、情報の 共有化や連携を図っていきます。

▶他県との連携

群馬県・長野県・愛知県・静岡県・岐阜県・三重県・滋賀県・名古屋市の7県1市で構成する「多文化共生推進協議会」において、情報共有化や広域的施策展開を図り、課題解決に取り組むとともに、各省庁との情報交換や提案等を行っていきます。

▶関係機関との連携

経済団体や県内企業等との連携・協力の上、計画推進の実効性を高めていきます。



2 多文化共生推進に携わるそれぞれの役割

多文化共生施策を推進するためには、県や市町などの行政だけでなく、地域、県民、 国際交流団体、NPO、ボランティア団体、企業など多様な関係主体が積極的にそれぞ れの役割を果たしつつ、連携・協働しながら取り組んでいくことが重要です。

(1) 国

出入国在留管理庁を中心とした関係省庁の緊密な連携の下、共生社会の実現を図る 外国人施策を着実に実施することや、地方公共団体が取り組む多文化共生施策に対して、 十分な財政措置をはじめとする総合的サポートを行うことが望まれます。また、中長期 的な外国人受入方針の策定も求められます。

(2) 県

県は、本計画の実現に向けて、市町を包括する広域の地方自治体として、市町の境界を越えた広域的な課題への対応、市町レベルでは対応が困難な分野の補完、先導的な取組、様々な関係主体が連携して取り組むことができる仕組みづくりなどを推進します。

県教育委員会は、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進します。

県警察本部は、外国人を含むすべての県民の安全・安心な暮らしを守るための環境づくりを推進します。

(3) 市町

市町は、外国人県民を含むすべての県民にとって最も身近な基礎的自治体として多くの行政サービスを担当・提供しており、重要な推進主体と考えられます。

市町には、地域の現状を踏まえつつ、国際交流協会等と連携・協力して、外国人県民の 自立に向けて直接的に支援を行う主体としての積極的な取組が求められます。教育、住 宅、福祉など日常生活に関する行政サービスを向上させるとともに、提供する行政サー ビスや税金の納付など履行義務などの情報を多言語で提供する必要があります。一方、 地域における日本人県民に対しても、意識啓発等の取組を推進していく必要があります。

(4) 県や市町の国際交流協会

国際交流協会は、県や市町と連携して、外国人県民に対する相談事業、多言語情報の収集・提供、ボランティア団体等への活動支援、多文化共生の啓発活動、外国人県民との交流事業など、地域のニーズや課題を踏まえた取組の推進や、様々な多文化共生活動を推進する関係主体間のネットワーク構築を図ることが期待されます。

県国際交流協会は、市町国際交流協会などの事業に対する支援やコーディネート機能を強化し、県民やNPO、ボランティア団体などが活動を行いやすい環境整備に努め、 地域における民間活動の中核的な役割を担うことが期待されます。

(5) NPO、ボランティア団体など

さまざまな交流事業や外国人支援など多文化共生推進の取組を行うNPOやボランティア団体は、ノウハウや情報、ネットワークを有しています。

各団体の特色を生かしながら、地域のニーズを的確に把握した取組や行政機関が対応 しきれない部分に対して、外国人県民の地域活動への積極的な参加促進を図りながら、 多様な活動を展開していくことが期待されます。

(6) 地域、県民

地域づくりの主役は外国人県民及び日本人県民であり、県民一人ひとりが、それぞれの異なる文化や習慣、価値観を相互に理解、尊重するとともに、地域における様々な活動に、主体的、積極的に参加し、「顔の見える関係」を作ることが期待されます。

外国人県民は、地域で自立して日本人県民と共生していくために、日本語の習得が不可欠です。また、日本の文化や生活習慣に関する理解を深めるとともに、日本の法令や生活ルール等を遵守する必要があります。自らが地域社会の構成員であるとの意識を持ち、地域住民間の交流や地域での活動に積極的に参加することが求められます。

日本人県民は、外国の文化や生活習慣などの理解に努め、外国人県民を地域の一員として認めるとともに、積極的に外国人県民との交流を深めることが求められます。

自治会・町内会は、地域づくりにおける基礎的な団体であり、日本人県民と外国人県民との接点となる場であることから、外国人県民の加入を促進するとともに、祭りや運動会など地域の行事への参加を促進し、多文化共生の基礎づくりを行うことが期待されます。

(7)企業

地域経済の活性化と競争力強化のためにも、外国人を日本人と同様に企業活動を支える重要な人材と捉え、その能力に応じて積極的に雇用し、育成していくことが求められます。また、外国人を雇用している企業は、外国人県民の経済的な活動の場を提供するだけでなく、仕事を通じた人間関係を育む場としても重要な役割を担っています。

外国人労働者を直接・間接に雇用している企業は、外国人労働者の人権を尊重し、労働 基準法、最低賃金法、労働安全衛生法などの労働関係法令の遵守に努めるとともに、外 国人労働者の日本社会への適応を促進するための取組や日本語教育の機会の提供、「やさ しい日本語 | や多言語によるコミュニケーション支援が求められます。

地域社会との共生を図る観点からも、外国人労働者の生活環境の改善、外国人労働者の家族の生活や子供の教育に関する支援も期待されています。外国人労働者を雇用して利益を得ている企業としての社会的責任を認識し、多文化共生にかかる取組への連携・協働が求められます。

(8)教育機関

小学校、中学校、高等学校等は、外国人児童生徒等が日本語や教科などを学習する重要な役割を担う場所です。日本語指導が必要な全ての外国人児童生徒等に対して日本語教育を行うことや学習支援、適切な進路指導が求められます。また、学校行事や先生との面接、PTA活動などで、外国人県民と日本人県民が出会う場も多く、多文化共生意識の定着を図る場としても期待されます。

大学では、実態調査や政策立案などにおいて、行政、NPO、ボランティア団体など への支援、多文化共生の啓発、学生や留学生による外国人県民への支援活動など、教育 研究の成果を活かしての地域貢献が期待されます。

また、日本語能力に優れ日本社会の理解も高い留学生は、卒業後も地域や企業で活躍する可能性があることから、県内で住み続けることが期待されます。